

刈谷市地域包括支援センター運営方針

地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、刈谷市地域包括支援センター事業実施要綱、刈谷市基幹型地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書及び地域型地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書に基づき、刈谷市から委託された包括的支援事業を実施するに当たり、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づき、以下のとおり運営方針を定める。

なお、この運営方針は、第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画において「住み慣れた地域でいつまでも～支え合いみんなで創るカリフルライフ～」を基本理念とし、介護保険サービスの需要増加や高齢者の多様なニーズに対応するための体制整備を進め、地域包括ケアシステムのより一層の充実を目指すものである。

1 地域包括ケアシステムの構築

認知症高齢者や高齢者世帯が増加するなか、介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域（日常生活圏域）での生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援・介護予防、住まいを適切に組み合わせて提供する「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要である。センターは市及び市内の各センター並びに関係機関と連携を図り、その構築に向けての中心的役割を果たすことに努める。

また、地域包括ケアシステムの構築のため、公的なサービスのみならず地域における様々な社会資源を相互に結びつけ、地域の支援体制を強化していくとともに、高齢者に応じた適切なサービスを継続的に提供するセンターの機能の強化に努める。

2 介護予防の推進

要介護状態になることを防ぐため、幅広い市民に対し、介護予防に取り組む機会を提供するとともに周知・啓発を行う。

また、担当圏域の実態把握及び課題整理に取り組み、高齢者の自立を支援するための地域づくりや新たな資源の創出に努める。

3 地域ケア会議の推進による社会基盤の整備

「個別課題の解決」、「地域支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を推進することで、高齢者個人に向けた支援の充実とそれを支える社会基盤の整備に努める。

また、地域ケア会議では、医療、介護の専門職や地域団体など多職種の関係者が協働して、個別ケースの課題分析等を行い、高齢者の自立支援に向けた検討・推進を行うとともに、課題分析を積み重ねることにより、地域の課題を把握し必要な地域づくり・資源開発を行う。

4 在宅医療と介護連携の推進

医療関係者と介護関係者の円滑な連携に向けて、市と協力して体制づくりに取り組む。また、ICTを活用した情報共有システムの利用促進に努める。

5 認知症施策の推進

認知症の人やその家族の安心した生活を実現するために、相談業務をはじめ、さまざまな支援を行うとともに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを中心に医療機関や介護支援専門員、介護サービス事業者と連携し、社会全体で支える体制づくりに努める。増加する認知症の人やその家族の安心した生活を実現するために、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを中心に認知症に関する相談業務を行うとともに、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中に立ち上げる住民主体のチームオレンジや行政、民間企業、介護事業所等と連携しながら、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを構築し、社会全体で支える体制づくりに努める。

6 地域包括支援センターの機能充実

複雑化・多様化が進んだ高齢者の暮らしの課題に対応するために、基幹型地域包括支援センターを中心に、他機関と協力し適切な支援を行えるネットワークの構築を目指す。